

令和 2 年 4 月 3 日

練馬区学校歯科医会
会長 草柳 英二 様

練馬区教育長 河口 浩

新型コロナウイルス感染症に関する学校再開日の変更について（依頼）

日頃より児童生徒の保健事業にご尽力いただきありがとうございます。

区では、令和 2 年 3 月 30 日付け 1 練教教施第 11391 号において依頼させていただき
おり、令和 2 年 4 月 6 日より学校を再開する予定でいました。

しかしながら、現在も新型コロナウイルス感染者数は日々増加しており、政府の専門
家会議は 4 月 1 日、東京など「感染拡大警戒地域」は学校の一斉臨時休業を検討すべき
との新しい提言を行いました。これを受け東京都は、同日、都立学校を 5 月 6 日まで臨
時休業

とすることを決定し、小中学校においても同様の措置を取るよう各区市町村に要請しま
した。そこで区は、東京都の要請を受け、学校を新たな感染集団（クラスター）にして
はならないとの考えから、区立小中学校を都立学校と同じく 5 月 6 日まで臨時休業する
こととしました。

そのため、4 月に予定していた春の定期健康診断の日程を 5 月の学校再開後以降に後
ろだおしにさせていただきたいと考えております。

今後、改めて、学校歯科医の先生方と日程等の調整が必要となってきますが、何卒ご
理解・ご協力のほどお願いいたします。

また、5 月の学校再開後も既にご連絡させていただいているとおり、十分な感染症対
策を講じた上で、健康診断の実施のほどを重ねてお願い申し上げます。

すべての児童生徒が健康な状態で、安心して学校生活をおくれるよう学校、教育委員
会、学校医等の学校保健関係機関が連携し、一丸となって感染症対応を実施し、克服し
ていきたいと考えております。

学校での感染症対応への引き続きのご理解・ご協力のほど何卒よろしくお願いいたし
ます。

【担当】

練馬区教育委員会事務局
教育振興部保健給食課学校保健係
電話 5984-5729